

緊急一時保護事業

●緊急一時保護事業の目的

り災等により住居に困窮した世帯に対して、各区の福祉事務所長の依頼により、施設の居室を一時的に提供する事業です。

緊急一時保護事業は、生活保護受給の有無を問わず、各区の福祉事務所がこの制度を利用することが適当と判断した世帯に対して、柔軟に施設を利用できるようにするシステムであり、入所にあたっては、可能なかぎり速やかに対応しています。

生活保護の受給世帯がこの制度で入所した場合には、保護の実施機関（福祉事務所）は変更しません。

●対象となる方

◇家族（女性単身者も含む）世帯

り災等により住居に困窮した世帯

◇男性単身者世帯

り災により住居に困窮した世帯

●利用期間

原則として3か月以内（最長6か月）、更生施設のけやき荘・東が丘荘については1か月（延長なし）となります。

●居室

世帯の構成員数によって、居室の広さが決まります。

●実施施設一覧（令和7年4月1日現在）

更生施設	宿所提供施設	宿泊所
けやき荘 東が丘荘	小豆沢荘・江東荘 西新井栄荘・東が丘荘 葛飾荘・南千住荘 新幸荘・一之江荘	千歳荘 赤羽荘 綾瀬荘